

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県田辺市長

公表日

令和7年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉関係事務
②事務の概要	<p>児童福祉法、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律百二十三号)に基づき以下の事務を実施している</p> <ul style="list-style-type: none">・障害児通所支援に関する事務・障害福祉サービス、障害者支援支援施設等への入所等の措置に関する事務・介護給付費・訓練等給付費・相談支援給付費等を支給する事務・補装具費に関する事務・自立支援給付に関する事務・自立支援医療費に関する事務・地域生活支援事業に関する事務

③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉システム ・中間サーバ ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番9・21・51・117 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第12条、第25条、第60条 番号法第9条第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表 項番9・21.51.117 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第12条、第25条、第60条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部やすらぎ対策課 障害福祉室
②所属長の役職名	障害福祉室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 保健福祉部 やすらぎ対策課障害福祉室 0739-26-4902
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 保健福祉部 やすらぎ対策課障害福祉室 0739-26-4902
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送する場合は、簡易書留にて郵送し、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを徹底している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを利用するには権限のある職員がシステムを起動する必要がある。利用職員は、所属長の決裁を受けた者に限られ、個人のパスワード及び生体認証がログインで必要となる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	5.評価実施期間における担当部署	室長 谷口 裕計	障害福祉室長	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所給付費等に関する事務 ・身体障害者手帳の交付に関する事務 ・精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 ・障害児福祉手当支給、特別障害者手当支給等に関する事務 ・障害者総合支援法に関する事務 ・田辺市重度障害者等福祉年金の支給に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ・障害者総合支援法による療養介護もしくは施設入所に関する事務 ・児童福祉法による児童通所支援に関する事務 ・国民年金法その他の法令による給付の支給に関する事務 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する事務 	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	障害支援区分認定情報、障害福祉サービス受給者証情報、厚生医療支給情報、育成医療支給情報、療養介護給付情報、施設入所支援情報、障害児通所支援給付情報、特別児童扶養手当・特別障害者手当・経過福祉手当情報、地域生活支援事業受給者情報、田辺市重度障害者等福祉年金受給者情報	障害者支援区分認定情報、特定障害者特別給付費情報、介護給付費等支給情報、障害福祉サービス利用情報、補装具費支給情報、療養介護給付情報、施設入所支援、障害児通所支援支給情報、障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報、福祉手当(経過福祉手当)支給情報	事後	
令和1年7月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	平成28年2月8日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	平成28年2月8日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	IV リスク対策		新規追加	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	和歌山県田辺市高雄一丁目23-1 保健福祉部やすらぎ対策課障害福祉室	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 保健福祉部 やすらぎ対策課 障害福祉室	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ先	和歌山県田辺市高雄一丁目23-1 保健福祉部やすらぎ対策課障害福祉室	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 保健福祉部 やすらぎ対策課 障害福祉室	事後	
令和6年5月7日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和1年6月25日時点	令和6年5月7日時点	事後	
令和6年5月7日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和1年6月25日時点	令和6年5月7日時点	事後	
令和7年3月12日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	<p>児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、田辺市重度障害者等福祉年金条例及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ・障害者総合支援法による療養介護もしくは施設入所に関する事務 ・児童福祉法による児童通所支援に関する事務 ・国民年金法その他の法令による給付の支給に関する事務 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する事務 	<p>児童福祉法、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律百二十三号)に基づき以下の事務を実施している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費・訓練等給付費 ・相談支援給付費等を支給する事務 ・補装具費を申請・給付する事務 ・自立支援給付に関する事務 ・自立支援医療費に関する事務 ・地域生活支援事業に関する事務 ・障害児通所支援に関する事務 ・障害福祉サービス、障害者支援支援施設等への入所等の措置に関する事務 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月12日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	障害者支援区分認定情報、特定障害者特別給付費情報、介護給付費等支給情報、障害福祉サービス利用情報、補装具費支給情報、療養介護給付情報、施設入所支援、障害児通所支援支給情報、障害児福祉手当支給情報、特別障害者手当支給情報、福祉手当(経過的福祉手当)支給情報	障害福祉関連ファイル	事後	
令和7年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第8,11,14,47,84項 番号法第9条第2項 田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	番号法第9条第1項 別表 項番9・21・51・117 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第12条、第25条、第60条 番号法第9条第2項	事後	
令和7年3月12日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条7号 別表第二(第16,19,26,27,28,31,54,55,56の2,57,79,87,106,116項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条7号 別表第二(第20,53,67,68,69,85,108,109,110項) 田辺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	番号法第19条第8号 別表 項番9・21・51・117 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第12条、第25条、第60条	事後	
令和7年3月12日	II しきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和6年5月7日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年3月12日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和6年5月7日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年3月12日	IV.人手を介在させる作業		・情報照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送する場合は、簡易書留にて郵送し、を宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを徹底している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の改正に伴う記載内容の追加
令和7年3月12日	IV11.最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の改正に伴う記載内容の追加
令和7年3月12日	当該対策は十分か		情報提供ネットワークシステムを利用するには権限のある職員がシステムを起動する必要がある。利用職員は、当該課長の決裁を受けた者に限られ、個人のパスワード及び生体認証がログインで必要となる。	事後	様式の改正に伴う記載内容の追加